県産品販売・情報発信拠点「THE GIFTS SHOP」における

第３回、第４回テストマーケティング 参加事業者

　募集要項

１　開催概要

（１）開催場所：①「THE GIFTS SHOP」（岐阜市橋本町1-10-1 アクティブＧ２階）

　　　　　　　　②楽天市場「THE GIFTS SHOP ONLINE STORE」

（URL:<https://www.rakuten.ne.jp/gold/thegiftsshop/>）

（２）テーマ、開催期間・対象商品

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 第３回 | 第４回 |
| テーマ | 岐阜の秋の恵み展 | 飛騨の工芸展 |
| 開催期間 | 令和４年１０月６日（木）～１０月２０日（木） | 令和４年１１月９日（水）～１１月２３日（水） |
| 対象商品 | 柿や芋、栗、きのこ類など、秋が旬の食材を使った商品 | 飛騨春慶、一位一刀彫、山中和紙など、飛騨地域で伝統的に作られている商品 |

２　募集要件

（１）自社の商品を販売するＥＣサイトを運営していない。又は、自社のＥＣ事業で一定以上の売上がないこと

（２）中小企業であること（今回の事業は、中小事業者様の販路開拓を支援する目的としているため）

　　　※中小企業者の定義

|  |  |
| --- | --- |
| 業種分類 | 中小企業基本法の定義 |
| 製造業その他 | 資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人 |
| 卸売業 | 資本金の額又は出資の総額が1億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人 |
| 小売業 | 資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が50人以下の会社及び個人 |

（３）商品ロット数について、柔軟な対応が可能であること

（４）農林水産物以外の商品（加工食品、工芸品等）であって、次の各号のいずれか

に該当する商品であること

ア）商品の主要な原材料が岐阜県産であって、製造または加工最終段階が県内事業者によって行われていること。

イ）商品の主要な原材料が岐阜県産であって、県外事業者により製造または加工された商品の場合、販売が県内事業者によって行われていること。

ウ）商品の主要な原材料が県外産であっても、その製造または加工最終段階を県内事業者が行っているか若しくはその販売を行っていること。（ただし、岐阜県らしさなど岐阜県のＰＲやイメージアップにつながる商品であること。）

（５）委託販売での取引に承諾いただけること

（６）納品時の送料は、事業者にて全額ご負担いただけること

　　　※返送時の送料は、(株)リトルクリエイティブセンターで負担。

※上記募集条件に加え、掛け率など取引に係る諸条件については、後日相談。

３　募集期限

令和４年９月９日（金）１７時

４　応募方法

別添様式を記入の上、次の応募先へメールにて提出

５　応募先・問合せ先

下記いずれかの方法でご提出ください。

(1)メールの場合

 株式会社リトルクリエイティブセンター 髙田宛

メールアドレス:lcc.d3@licrce.com

(2)FAX の場合

株式会社リトルクリエイティブセンター 三戸宛

FAX 番号:058-212-3256

６　その他

　　　応募いただいた事業者へは、９月９日（金）の応募締切後、県と協議の上、２週間を目途にメールにて連絡します。

　　　また、応募をいただいても、商品の内容や諸条件、応募数により、販売に至らない場合があります。

＜様式＞

【記入欄①】

|  |
| --- |
| 該当欄にレチェックしてください□　第３回テストマーケティング「岐阜の秋の恵み展」に応募します□　第４回テストマーケティング「飛騨の工芸展」に応募します |
| 御社名 |  |
| ご担当者様（フルネーム） |  |
| 電話番号 | （ご応募をいただいた後に、連絡がつながる電話番号をご記載ください。） |
| メールアドレス |  |
| ＥＣ事業年間販売額（令和３年度実績） |  |
| 発注方法 | （電話・メール・ＦＡＸのいずれかを記入。ＦＡＸの場合はＦＡＸ番号も記入願いします。） |
| 商品写真または商品が確認できるＵＲＬ等 |  |
| 商品の一番の魅力を教えてください |  |
| 商品を一言で表してください |  |

【記入欄②】

|  |
| --- |
| 商品情報（色・サイズ違いがある場合は全てご記入ください） |
| 商品名 | 販売価格（税込） | 卸価格（税込み） | 賞味期限（食品の場合） |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |

※商品数は原則１事業者１商品までとします。